#### 明日から役立つ知識が身につく

#### 受講無料

# 良県消費生活センターでは、本年も**くらしの講座**

奈良県消費生活センターでは、本年も**くらしの講座** を開催しています。

消費者力を向上させるための知識や、日常生活の中で 必要な情報などを、幅広く学んでいただく講座です。 今回は第4回~第6回を募集します。



◆会場: 奈良県消費生活センター

(奈良市三条本町8-1シルキア奈良1階)

• JR奈良駅西口直結

• 近鉄奈良駅からバス「JR奈良駅前」下車

◆定員:30名程度(先着順)

◆申込:はがきかFAXに必要事項を記載し、下記に

お申し込みください。

◎必要事項:受講希望日•申込者氏名

・希望人数・郵便番号・住所・ 電話番号

※お送りいただいた個人情報は、受講券の送付など 講座運営にのみ使用します。

奈良県消費生活センターのホームページからも申し込み可能です。

- ◆各開催日の1週間前までにお申し込みください。
- ◆全回受講、1日だけ受講など、いずれも可能です。
- ◆受講していただける方には、受講券をお送りします。
- ◆主催:奈良県消費生活センター・奈良県金融広報委員会



しっかり君



うっかり君

	月日	講座内容	講師
4	8/27 (火)	高齢社会に向けて備えておくこと 〜相続編〜	
5	9/27 (金)	高齢社会に向けて備えておくこと ~ "争族"にならないために編~	京良県金融広報アドバイザー 前田 貴司氏
6	10/28 (月)	高齢社会に向けて備えておくこと 〜エンディングノートを書いてみよう編〜	

第7回(11月)以降の講座の詳細と参加者の募集は後日行います。

#### お問い合わせ・お申し込み:奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8-1 シルキア奈良2階 TEL 0742-32-0621 FAX 0742-32-2686

http://www.pref.nara.jp/1746.htm

実際に相談者へ届いたハガキの例図1. 「消費者生活センター」からのハガキ 消費生活トラブル情報

送付された

はがきの一例

### 架空請求はがきは無視してください!

「消費者確認通知」などと書かれた架空請求はがきについての相談が後を絶ちません。

もっともらしい 法律用語を書い て裁判をイメー ジさせます。

裁判所や法務省

など公的機関を

装っています。

カタカナ・平仮

消費者確認通知書

数字3桁

この度ご通知致しましたのは貴方が以前契約された当確 / 会社に対しての契約不履行に当該会社が裁判所に提訴された事を報告致します。

当確会社につきましては担当職員にて受け賜りますが、 当センターは御本人様と訴訟内容の正当性を確認する機関 になりますので原則的にご本人様からのご連絡をお願い致 します。

尚、故意にご連絡無き場合、管轄裁判所から口頭弁論呼出 状送達後に出廷となり執行官立会いのもと、<u>あなたの給料</u> や財産の差押さえをされる事例御座いますので十分ご注意 ください。

※万が一身に覚えが無い場合、不正に個人情報を悪用されている事も考えられますので早急にご連絡をお願い致します。

取り下げ期日 2019.4.12

受付時間 9:00~17:30 (土・日・祭日を除く)

03-

〒102-0083東京都千代田区麹町

消費者生活センター

契約先、契約内 容を明かさない。

連絡しないと 「差し押さえ」 するなどと不安 をあおります。

実際には存在しない機関の名称・住所を記載いではます。 消費者相談事務 局などの場合もあります。

○「訴訟」や「差し押さえ」「裁判所」といった不安をあおる言葉を並べたり、個人情報が悪用されている可能性があるといって、はがきの連絡先に電話をするように記載されています。 ○電話をかけて連絡してしまうと、相手は言葉巧みに個人情報を聞き出し、お金を請求されるなどの

可能性があります。 このような「はがき」が届いたときは、記載の連絡先へは連絡しないで無視するか、消

費生活センターや消費生活相談窓口にご相談ください。 消費者ホットライン ☎188(局番なし)で最寄りの相談窓口をご紹介します。

#### FAX申込書

奈良県消費生活センター行き (FAX 0742-32-2686)

## くらしの講座

S 11 18 L		受講希望人数をご記入ください。					
ふりがな 氏 名		8/27	9/27	10/28			
20 1		人	Υ.	人			
住 所	〒						
電話番号							
FAX番号							

チラシをご覧になった場所 (例:図書情報館)